学校保健安全法（学校保健安全法施行規則第18条）に定めている下記の感染症に罹患して欠席した場合は、出校時に教学部へ治癒証明書を提出すること。

第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳコロナウイルス）及び特定鳥インフルエンザ

第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症